

第3回 中標津町景観計画 策定委員会 議事録

◇開催日時：平成28年3月25日（金） 14時00分～

◇開催場所：中標津町役場 3階301号会議室

◇参集者：委員18名中 17名出席

1. 開会 中標津町建設水道部都市住宅課長 望月 正人

ただ今より中標津町景観計画策定委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日ですが、他の部局の会議が重なっており、途中退席や若干遅れて出席される委員がいらっしゃる旨、ご了承いただきたいと思います。それから、本策定委員会の規則第6条第6項に基づきまして委員長の許可を得て、本町建築担当係長と委託先のパートナーであるNPO 法人景観ネットワークの東田氏も会議に出席をいたしますので、この点もご了承ください。それでは坂井委員長より開会にあたりご挨拶いただきたいと思います。

2. 挨拶

（委員長）

2月にフォーラムをさせていただきました、3月のこの第3回の委員会を楽しみにしておりました。大変忙しい3月末にご参集、ご協力いただきありがとうございます。

1点ご報告いたします。事務局として景観計画策定に向けて尽力された、中標津町街づくり推進係の手賀主査が3月初旬にお亡くなりなるという、大変悲しい出来事がございました。手賀主査は、十勝の芽室町で景観計画について私が登壇した際に、声を掛けていただきました。手賀主査のご意思でもあるこの景観計画の策定を着々と進めていくことが、本委員会の出来ることと思っております。ぜひ良い計画をつくり、中標津町が末永く良い景観を持続可能なものとしながら、後世に引き継いでいけるよう協力していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

（望月課長）

ありがとうございます。早速ですが議事に入りたいと思います。議事の進行につきまして、坂井委員長により進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

3. 議事

(1) 検討資料について

① 前回（第2回）の振り返り **資料1**

【質疑なし】

② 中標津町の景観形成のルール（景観形成基準、届出対象行為）

中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項 **資料2**

(2) 意見交換

・中標津町の景観形成のルールについて

全区域共通景観形成基準

8つの区域における追加の景観形成基準 届出対象行為

(委員長)

ここからは質疑と意見交換に移ります。

基本的には、大きく4つのお話があります。資料2のうち25ページ4章の「景観まちづくりの進め方」の考え方はいかがか、というお話がありました。また、26ページのそれを進めるにあたって全体の共通基準が必要であり、かつ8つの区域にそれぞれの追加の景観形成基準がある考えを説明いただきました。この8つの考え方について、何かご意見はあるでしょうか。加えて、中標津町全体に関わる27ページ、28ページの内容についてどうか。4つ目にそれぞれの項目に細かい規定があるのですがそれについてどうかという点です。

今の説明を受けて、まずは25ページの「景観まちづくりの進め方」と、26ページの8つの区域別による景観形成基準の分け方について、ご意見などあればお願いします。

(委員)

25ページの「酪農文化を守り、継承していく」という中で、「必要過多な草地拡大の抑制」というのはどのような意味なのか。「適切な草地の維持管理」であれば分かる。草地というよりは耕地であり、草だけではないので「計画的に制御している」という風に表現していただければと思う。

また、最下段の「営農者、離農者間のコミュニティ」という表現は適切なのかという疑問があります。一般地域で暮らしている方はどうするのか。「農村地域で暮らす人たちのコミュニティづくり」などの表現が良いと思う。営農者・離農者で分けるべきではないと思う。その辺を適切な形で書いていただきたい。

(事務局)

1点目については、修正する方向で検討させていただきたいと思います。

2点目については、離農された方と近くにお住まいになっている現在も酪農家として営農されている方、お互いの生活を尊重するようなコミュニティづくりが求められるのではないかと、というのが考えです。以前、酪農家の方々に個別でヒアリングさせていただいた時の情報が発想の基になっています。委員の発言にあったように、営農者、離農者間のコミュニティづくりというと、当事者のみの課題のように聞こえますので、このあたりは整理させていただきたいと思います。

(委員)

25ページの「担保する仕組み」の流れ、下の「中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項」の中で、「景観重要建造物の指定」「景観重要樹木の指定」とあるが、これは町が指定するのか。

(委員長)

これについては資料2の40ページにあり、この後説明いたします。

(委員)

仮に指定された建造物の現状を変えることはできなくなる、ということか。指定された時の状態を維持していくための経費はどうなるのか。町が指定したのだから町側で負担していくということになるのか。

(坂井委員長)

そのあたりについては、これから決めていきます。町が指定したからといって全てのことが必要以上に制限されるということでもないですし、指定したことで町がどういう風に進めていくか、ということもこれから決めていかななくてはならないことです。

(委員)

文化財に指定されたところは非常に困っている話も聞く。文化財とはまた違うのだろうが、例えば樹木指定で美瑛の丘の「哲学の木」のような事例もある。指定した後に、行政がバックアップしていくような仕組みがないと、当事者まかせになるとなかなかうまくいかないと思う。まずは、条例の中にも指定後のバックアップ体制というものをつくる必要があるのではないかという気がする。

資料には「協働」という言葉が出てくるので、行政が「あとは町民の方でやってください」町民が「ちゃんと与えてください」というような、お互いに支えあう仕組みが必要だが、経済的なことが発生したときは行政としてはどうするものなのか。

(委員長)

景観重要建造物の指定については、バックアップ体制を含めた内容についても考えていかなければいけません。この辺りは最後の説明になってしまうのですが、そちらを説明していただいてまたその議論をしたいと思います。

(委員)

26ページに関係して28ページの図がありますが、この中に町の観光資産というのを指定しておきながらこの資産を守るために必要なはずの制限が見当たらない。「養老牛」といっても養老牛温泉や養老牛岳などいくつもある。そういうところについても区分けをしなくて良いのか。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。資源周辺についても、もう少し基準を検討したほうが良いのではないかと、というご意見として理解しました。

こちらについては共通事項に付け加えるか、計根別市街地及びその他集落区域に加えるかどうか、また改めて検討させていただきたい。

(委員長)

全体のところでも、個別のところでも結構ですので、何かしらご意見ご質問あればお願いいたします。

(委員)

色彩・素材のところ全般について検討していただきたいのですが、私の父と私の息子は色弱でして、ちょっと色の区別がつかない場合がある。私も今回の会議までに、他の地域の景観計画に色弱の人への配慮について載っているかどうか、探してみたのだが、唯一沖縄県の景観計画の事例で「サインや案内表示はカラーバリアフリー、色覚が弱い人にも判別がつきやすい色彩を使用」して景観計画のサインをつくとあった。もし可能であれば、そういうところにも配慮していただきたい。

(事務局)

ありがとうございます。このあとの今後の方策ということで、ワークショップなどを経ながら、内容を充実させてしていくということも考えられると思います。そのあたりも参考にさせていただきます。

(委員長)

基本的には建築物や工作物の色彩・素材についてですが、沖縄県の事例ではサインということです。しかし、サインも重要なものなので、考慮するならば別立てで入れるほうがいいと思います。今事務局が申し上げたように、全体とはまた別のガイドライン等でサインの事項で検討します。

(委員)

27 ページの「敷地外構・緑化修景」という項目で「敷地内は芝生、植栽、花壇等による緑化に努める」というのは良いが、芝生は伸びるため、管理や手入れがいる。管理されているものについては非常に美しく、心休まることもあるが、手入れされていないと美しくない。芝生は町内のあちこちにあるので、緑化に努めるというのならば、町の中は「緑化に務める」ではなく、「(緑化するように) 配慮する」ようにした方が良いのではないかと。

(事務局)

ご発言から、維持管理の視点ということで捉えた景観形成基準のところは、一般の方にももちろんご覧いただきたいが、事業者の方々などにご覧いただく機会が多いのではないかと考えている。維持管理の視点などは、例えば今後の推進方策の取り組み活動で検討していく進め方もあるものと考えています。維持管理に関わる視点は何かしら加えるように検討していきたいと思います。

(委員)

25 ページのフローの 3 番目にグレーの枠で二つの言葉が囲われていて、「個別の地域・対

象」と、「個別の協議会または既存団体」になるが、これは例えば町内会や地域の活動があって、それを応援隊やサポーターなどといった人たちが右の枠に入っていて見守るようなイメージ、という理解してよろしいか。そうすると、地域活動に成功して勢いに乗っているところの景観を地域でどんどん真似していくことで、景観まちづくりを進めていける、というように地域ごとの景観まちづくりに対する温度差を吸収し得る考えも踏まえて、この構図になったのだろうか。

(事務局)

1 点目はご発言の通りです。2 点目については、そこまでの検討にはまだいたっておりませんでした。貴重なご意見ありがとうございます。

(委員長)

景観まちづくりのマネジメントは、委員の発言のように地域ごとの温度差をなじませるような見方もできる。また、景観計画は 10 年後、20 年後を見据えて作っている。計画策定後にたくさんの活動団体が出てくることを我々は願っています。しかし、活動団体等が増えていくごとに、計画の紙面に付け足しで団体名が記載されたシールを貼っていくわけにもいかないですし、一度印刷されてしまうと変更ができません。今の時点での団体になってしまうので、長いスパンで考えている計画であることと、どのように整合性をとっていくべきかというのは検討が必要です。できれば、景観まちづくりのマネジメントは具体的に「こういった人々が取り組んでいる」という紹介をしたいのだが、どのような表現が適切かは今後も検討が必要と考えられます。

(委員)

細かいところになるが、31 ページの景観形成基準の①「調和に配慮した高さ●m以下」とあるが、何 m を検討されているのか？

(事務局)

平成 18 年に策定いたしました、既存の国道 272 号バイパス沿いの形成基準というのがあり、10m と明記されているため、できるだけ継続してその基準をしようすることも考えているが、今後も検討して決めたいと思います。

(委員)

40 ページの建造物の指定のところの 2 行目なのですけれども、「開拓や駅通制度の歴史を伝える『伝成館』など」と記載があるが、2 つしかないので「伝成館」だけでなく「土田旅館」も入れたらどうか。また、VI-2 なのですが、景観重要樹木の指定のところ、ぜひ白樺並木の白樺の木が景観重要樹木に指定していただいて、あそこの区間に名前をつけて遊歩道にしてはどうかと思います。まだ先の話で、具体的になってからの話になりますが。

最近なのですけれども、すごく短い間隔であの区間に外灯がつけました。柱が立って、外灯がついておそらく歩きやすくなったのではないかと考えていました。もう少し季節が良く

なったら、歩いてみて電気の明るさの加減を調べたいと思っている。

(委員長)

40 ページは指定の方針であるため、現状、代表的な資源も含めていくつかの資源が町内に現存していることを、例として説明文に記載されている状況です。具体的な資源の指定等の話はこれから議論を深めていくことになるかと思います。

いただいたご意見のうち、景観重要建造物の項目で「土田旅館」についても説明文内に加える、ということでしょうか。

(事務局)

はい。加える方向で検討していきたいと思います。

(委員)

25 ページ下の方に「協働の景観まちづくり特性」とあり、景観まちづくりをわかりやすく表現されているが、その上段に「町民全体で景観をつくり、守り、育てる」という文言がある。これはその通りだとは思いますが、自然に考えたら今ある景観を守り育て、さらにつくる・創出するという過程になると感じる。

景観法などを参考にすると、今ある景観を守り育てというのは「保全」という表現にしています。「保全」と言えば守って育てる、そして「保全」したうえで「つくる」ものです。現状をしっかり保全することに十分に取り組んだ上で、創り出していく積極的な側面がある。文言上、順番から言うとやはり最初に来るのは「保全する」ということであり、その後につくる「創出する」というほうが全体で見たときに分かりやすいのではないかと。

(事務局)

景観形成、景観まちづくりのプロセスを踏まえるとご発言の通りだと思いますので、文言の方の並び替えを含めて検討させていただきたいと思います。

(委員)

27 ページの色彩・素材についてですが、主に色を調整することで景観は変わると思うが、大きな施設などは使用する色によってペタッと塗られてしまうと、それがムラになってしまう。その辺の色ムラの話であるとか、または看板や支柱におけるさび止めなど表情のあるものについて推奨していく表現の仕方の方が良いと思う。あとは、色の彩度や明度に対しても北海道の基準はあるが、中標津らしい色にしてほしいと思いますので、このあとの議論の俎上に載せていただきたい。

(事務局)

今すぐに色彩基準の方向性に関する考えを申し上げられないところがありますが、今後、検討をしていければ「中標津らしさ」につながる色彩を推奨していくことができるものと考えられます。

・中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項について

(委員長)

先ほど景観重要建造物や景観重要樹木の指定についてご質問ありましたけれど、それは今後また検討していくということで、本日は「指定の方針」として整理していますがよろしいでしょうか。

(委員)

良いです。

(事務局)

資料2の38ページの補足説明をします。届出手続きの部分で、これは届出が必要ということで、10m以上の建築物を建てることができないという規制ではございません。その辺りを含めて、各区域1から8まで検討した部分につきまして、高さの基準を決めるために町内の建物の高さを調べてまいりました。中標津町で一番高い建物は町立病院の27mでした。その次が北ホテル、これも同じく27m、あとはトーヨーグランドホテルが25mという結果になっております。そのため、一律10mと決まっているわけではなく、あくまで推奨する内容となりますが、地区によっては高さを制限しているということになります。協議の際に参考となるように、建物位置を図面に落とししましたので委員の皆さんにお見せいたします。

(委員長)

今は現状の話をしてまいりましたが、具体的な数字で10m以上のものについては今後届出を要するという構えです。この辺りもまだ決定というわけではなく、今後も議論していくということです。

(副委員長)

本当は7ページで議論すべきだったのですが、24ページの上から2番目の黄色の部分の「格子状防風林のある農村景観を守ります」に関連して、少しお時間を使わせていただきたい。唐突な話なのですが、「世界地球遺産」とか「世界文化遺産」といったものがいくつかあり、その中で国連食糧農業機関（FAO）が農業関係の「世界農業遺産」という指定しているものがございます。格子状防風林は良いものだと言っておりますが、「北海道遺産」に指定されてはいるが「日本遺産」ではございません。そんなに良いものだったら世界に向けて発信してもいいのではないかという発想になりました。そこで「世界農業遺産」という言葉を頭の中に入れていただいて、皆さん方に勉強していただきたいと思う。日本には8か所指定されており、例に挙げますと、棚田、佐渡、阿蘇などがある。格子状防風林が良いものならば「世界農業遺産」に挑戦しても良いのではないか。ただし、うちの町だけの問題ではないが、それでも良いものは良いものとして胸を張って「世界農業遺産」に挑戦したい、とずっと考えていた。ようやくここ2、3年で発言していくことができるようになり、今話してお

かないと少し悔いが残るかと思い、発言させていただいた。どこにどのように文章として入れるかはさておいて、文章の「守ります」の次に格子状防風林を自慢する、経済振興にも大変役にたつと思うのでどうぞよろしくお願いいたします。強制はできませんが、インターネットで「世界農業遺産」についてはたくさん出てきますので、ご検討お願いいたします。

(委員長)

世界農業遺産に格子状防風林を、ということですね。今回の資料2は6ページや7ページに赤字が増えていて、改めて内容が充実したものになっているということなので、格子状防風林についても景観計画の中でなにかしら位置付けられないかということです。ここにある7ページは歴史の観点からが多いですが、格子状防風林が中標津及び広域において貴重なものであり、ぜひ世界農業遺産などに指定されるなど自慢して後世に残していきたいということなのですが、その辺りについて皆さんから何か意見はありませんか。

(委員)

仮に世界農業遺産に指定された場合、北海道遺産はどうなるのですか。

(委員)

認定するところが違うため、北海道遺産の称号はそのままです。

(委員)

防風林を守るという意見は良いとは思いますが、世界農業遺産に指定するとしても、防風林はもう伐期が来ている。伐期が来た樹木をそのままにしていると倒れてしまう。

(委員)

森林管理署で更新しているので、ゼロになるということはないです。

(委員)

また、十勝の方でカラマツ防風林が原因の不明瞭なまま枯れている現状がある。もしも、そういうことが中標津でも起きた場合、復元するなり守る手立てが必要なのではないか。

(委員)

カラマツはなくなるかもしれないが、他の品種の樹木は植えているので防風林としては維持されると考えられます。

(委員)

カラマツの枯れは何年かに一回大発生してしまう虫が原因だと言われている。今回十勝の方で発生してしまったが、阿寒や鶴居の方にも飛び火している状況も聞いたことがある。中標津方面には届いていない。虫の影響で弱っても木自体が枯れて死んでしまうということではない、ということは確認されている。

また、基本的には防風林は半分以上切ることはできず、半分残して更新してある程度育つて木の機能が回復したところで、また半分を切るといった更新の仕方になっている。防風効果を期待するのであれば成長が早い木が良いため、成長速度が速いカラマツが活用されるという状況である。今までもそういった更新の仕方で行ってきいているので、防風林自体がなくなることはないといえる。

加えて、資料2の38ページに立木の伐採とありますが、面積が10,000平米とあるのですが、10,000平米というのは1ヘクタールで非常に小さい単位です。伐採届自体は1ヘクタールを超えるところには必要ですし、伐採のあと更新するかしないかという10,000平米を超えてしまえば林地開発許可が必要となる。要するに10,000平米以上は、林地開発の方で既に規制されている現状である。この点含めて、もう少し見直しが必要でないかと思う。

(委員)

伐採届は2,000平米ですよ。

(委員)

普通、樹木を植えるときには1ヘクタールは普通の単位として出てくる。切る時もそれ以上で植えるということも普通にあります。

(委員)

格子状防風林の所有者は誰になるのか。

(委員)

国有林と町有林です。個人のものはありません。

(委員)

7ページでは世界農業遺産を目指すというのではなく、「世界農業遺産を目指す価値があるものである」という表現が入っていればと思う。

(委員)

26ページの観光資源などと同様に、今後どうするかということを入れたらよいのではないかと。

(事務局)

届出の手続きの立木の伐採については、改めて見直しをかけさせていただきたいと思います。防風林の関係、また、副委員長がおっしゃった内容も含めてもう少し6ページ、7ページあたりを充実できるところは充実させていきたいと思います。

(委員)

この計画を見てすごいと思ったのは「中標津町が力を入れてきた協働のまちづくり」の延

長線で、景観を創り上げていくという流れを感じたことです。景観まちづくりとして、地域の皆さんが景観をつくっていくことを後押ししていこうというような計画になっていくのだろうと思う。

しかしながら 39 ページの「届出に係る基本フロー図」には地元の人の立場がなく、全く関わらずに届出手続きが行われる流れになっているのは良いのだろうか、という疑問がある。ぜひ今後の検討課題にしていいただければと思います。

(事務局)

今は、届出をしていただいて、町で相談なり協議する流れを記載していますが、実際に利害関係が発生しかねない町民の方、何か造る敷地の周辺住民の方や、景観まちづくりに関わっていく活動されている方々等の関わり方など、植田委員の意見も含めて検討・整理していきたいと思います。

(委員長)

事前協議に協働でまちづくりを進めてきた中標津ならではの町民参加、というのは大変貴重なご意見だとは思いますが、フローの「審査」というところに「景観審議会で審査をする」とありますが、「審議会」が町民の代表として機能しているのではないかと、という見方もあります。そういうことではなく、町民の参加を入れるべきだということならば、どういう入れ方をするのか、それが届出期間の 30 日間の中で可能か、いろいろな問題は出てくると思うので、そのあたりは町の方と調整しながら進められればと思っています。

実はこの辺りは私の専門であり、事前協議のやり方は色々な所でやっているが、やはり事業者としては 30 日間など日程が延びていくほど不利なことになるので、経済・産業の振興という観点からも考えなくてはならないですし、町民参加ということも重要ですし、町民参加というのは事前協議の中でどういう役割を果たすのかということを見極めないと関わり方が見えてこないと思います。

今日の集中的に議論しているところは、引き続き議論されるべきところでもありますので、皆さんも今日の資料をまた読み返していただいて、文言なども見ていただきたいと思います。今日は 1 から 8 ある個別の地域については、資料が多かったこともあり深くは議論できていないのですが、8 つの区域別にそれぞれ基準を記載されていますので、是非これを読み込んでいただいて、次回議論をしたいと思います。

今日は初めてこの資料をもとに議論させていただいたので、例えば文化財として資源の保存を今後どうしていくか、防風林の守り方などの大きな観点でもご意見がありました。その時に景観法として持っているツールが、景観重要樹木と景観重要建造物であるため、そのツールを使いながら保全の手法を検討していくことや、保全し難い場合に他の行政が持つ様々なツールと抱き合わせで使っていく必要があります。

特に景観計画は、何か開発行為が起るときに効力を発揮する計画です。8 つの区域別の基準案も記載があったように、各区域別でも景観形成の誘導を図れるような内容を検討している。現在、事務局の方では、建築物等の高さ設定、色彩・素材の推奨事項等々の検討がなされているが、加えて、協働のまちづくりを進めていくには住民が景観形成にどのように関

わっていくか、町民の方々にどういったことができるのかといった部分も、今後何かしら付け加えるか、書き込むかで詰めていきたいと思います。

今回も皆さまが今思っている疑問などたくさん出していただいたと思いますので、今日の委員会での議論はこのあたりで終了したいと思います。

続いて、その他報告事項に移らせていただきます。

4. なかしべつ景観フォーラム（2月19日（金）、20日（土））の開催概要 （事務局）

平成27年2月19日、20日になかしべつ景観フォーラムが行われました。19日金曜日のフォーラムでは参加総数114名、会場の中標津経済センターコミュニティホールが満員になりまして、大盛況でございました。

最初の基調講演では、神戸芸術工科大学の小浦教授より「日常の暮らし・生業が支える景観づくり」というテーマにて、人々が生きてきた時間と記憶の営みから景観が表れるという話で、山陰や近畿地方の例を紹介していただきました。また景観計画は地域の景観課題や特性を残した運用もでき、自治体の自主性、工夫により多様な使い方が可能であるとして東川町や群馬県前橋市の事例をご紹介いただきました。最後に景観計画とは当たり前と思っている風景を言葉に置き換えることであるとお話いただきました。

続きまして、話題提供といたしまして、本策定委員会委員長である坂井教授より中標津町景観計画についての講演をいただきました。景観まちづくりの基本理念等を来場した皆さんに分かりやすくお話しいただきました。その後、「中標津で大切にしていきたいこと、協働のまちづくりに向けて」をテーマにしまして、小浦先生、坂井先生、森田副委員長のパネルディスカッションに移りました。コーディネーターを務めたNPO法人景観ネットワークの東田氏からは先生方に対して、協働の必要性や中標津で実践している事例、景観づくり・地域づくりのメリットやポイントについて質問がありまして、小浦先生からは阪神淡路大震災の復興の際に緑を増やす事例として生活者・設計者・行政の協働についてお話されました。また、森田先生からは他のまちから帰ってくるとほっとするこれは見事な景観であると改めて良さを感じると語っていただきました。坂井先生からは景観計画策定に向けまして、町民ヒアリングやワークショップを重ねて方向性を出し、住民同士、組織同士などのいろいろな協働を広めるために皆さんを巻き込み、景観を守っていくことは何か起こる前に先に手を打つ、景観計画は知恵が試されているとお話がありました。

また、今回のフォーラムでは開始前にホワイトボードを設置しまして、来場者のみなさんにやりたいことなどを記入していただいております。たくさんのご意見がありまして、すべて紹介はできませんけれども代表的なものとしましては「防風林・酪農風景・自然・開陽台からの眺めを後世に伝える」「都会なのに田舎な感じ」「白樺並木の保存」などがありました。来場者からご意見を伺うコーナーでは年配の男性から「中標津から離れても切に思うことは、川のせせらぎの音が素晴らしい」というご意見がございました。

最後に景観計画について取り組んでいくことにつきましては、坂井先生から「その時はみんなのために残していくという方法を考えたい」「みなさんの意見を聞きながら一緒につくっていききたい」とお話しがありました。森田先生からは「外から中標津の良さがわかるように

したい」「まちができてから 100 年しか経過していないので、まちづくりはこれからである」という話をいただきました。最後に、小浦先生からは「北海道は近年も日本建築学会で注目されている町で、土地と技術の協働である」と話されました。「特徴を大事にして、本州とは違う近代のまちづくりをしています。日本では稀なことなのでそれを自慢してほしい」とお話しになりました。

翌日 20 日土曜日に開催した景観まちづくり団体交流会では、8 つの団体が参加されました。都合により参加できなかった広陵中学校は環境学習事業、川の清掃や市街地のゴミ拾い、古紙回収などの活動について紙面で紹介されました。各団体については何がきっかけで設立されたか、主な活動、困っていること、大事にしていることなど紹介いただきました。限られた時間の中での交流会でしたので、みなさんお話ししたいことはたくさんありました。その結果自己紹介の時間に半分以上費やされ、その後意見交換の場としてフリートークの時間があまりございませんでした。今後につながる良い機会だったと思います。また次回以降このような場を設けまして、皆さんからご意見いただきたいと思っております。フォーラムで実施したアンケートの集計結果を皆さんの手元に配布しましたのでご覧になっていただきたいと思っております。以上で景観まちづくりフォーラムの報告を終わります。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは司会に進行をお返ししたいと思います。

(望月課長)

長時間に渡っての議論、ありがとうございました。

次回の策定委員会ですが、まだ日程が定まっておりません。平成 28 年度も引き続き策定委員会の予定をしております。また時期が近づきましたら改めて開催の予定をお知らせしたいと思います。それでは本日も長時間にわたる策定委員会、誠にどうもありがとうございました。以上で第 3 回策定委員会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。